

障害者法定雇用率2%達成事業 (㊤当初予算：254,986千円)

～平成26年度までに障害者雇用860人の純増を目指す～

雇用の場の拡大・障害者の能力開発

<新規> 法定雇用率未達成企業集中訪問事業

- 京都ジョブパークに配置した企業開拓員（3名）による法定雇用率未達成企業の集中訪問を実施
 - ➡ 法定雇用率未達成企業での積極的な障害者雇用の勧奨

障害者就労ステップアップ事業

- 職業人として経験が乏しいことや、技術が身についていないため、就職に至らない若年障害者の雇用を促進するため、京都ジョブパーク（ステップアップセンター）が障害者を雇用した上で、社会人基礎力や企業実習を重視した訓練を行い、府内企業への就労を促進

<企業実習型> (㊤新規)

- ・研修期間：1ヶ月～3ヶ月
- ・対象人数：60人程度

<社会人基礎力型> (㊤～継続)

- ・研修期間：4ヶ月
- ・対象人員：14人（7人×2回）

京都JPカレッジ促進事業（障害者コース）

- 京都ジョブパークにおいて、カウンセリング・企業実習・マッチング等を組み合わせた就業支援プログラムに基づき、社会人基礎力等の訓練と就職マッチングを一体的に実施

雇用を促進するための環境整備・就労支援・一般就労可能層の拡大

<新規> 障害者職業能力開発促進ネットワーク

- 就労支援機関や経済団体等と連携した支援体制を構築
 - ・ 特例子会社の設立を促進し、障害者の就労環境を整備する
 - ・ 京都ジョブパークに「障害者職業能力開発プロモーター」を設置し、企業ニーズ等の情報把握と情報共有・連携強化
 - ・ 障害者就業・生活支援センター（7箇所）に「就労支援アドバイザー」を設置し、就労継続支援事業所における就労支援計画の作成等就労支援

<新規> 障害者「福祉から雇用」応援事業

- 就労継続支援事業所の障害者の能力向上等を図り、一般就労への移行を促進
 - ・ 就労継続支援A型事業所に「共働推進員」（1名×10事業所）を配置し、障害者が健常者（母子家庭等の社会的弱者）と共働する環境をつくり、障害者の一般就労支援につなげる
 - ・ 「障害者働き支援隊」（「就労移行支援員」4名、「スーパーバイザー」2名）を設置し、就労継続支援B型事業所等の障害者を個別伴走支援し、一般就労支援につなげる



障害者法定雇用率2%の達成

障害者「福祉から雇用」応援事業【就労継続支援A型事業所】

1. 目的

- ・就労継続支援A型事業所において、障害者が健常者(母子家庭等の社会的弱者)と共働する環境をつくり、「共働推進員」が障害者の指導・同行支援等を行うことにより、障害者の一般就労へのモチベーション、作業能力、社会適応力等の向上を図り、京都ジョブパークや障害者就業・生活支援センター等の一般就労支援につなげる。

2. 事業内容

○実施主体

- ・京都府（就労継続支援A型事業所に事業委託）

○内容

- ・就労継続支援A型事業所が健常者(母子家庭等の社会的弱者)を3名以上雇用。
 - ※ マザーズジョブカフェや福祉事務所等と連携し、母子家庭等の社会的弱者の雇用の受け皿の役割
- ・就労継続支援A型事業所に「共働推進員」を1名配置し、社会的弱者に係るマザーズジョブカフェや福祉事務所等との連絡調整、短時間勤務の調整、欠勤時の穴埋め等、必要な労務管理を行うとともに、障害者に対する作業能力・社会適応力等の指導、一般就労支援機関及び企業実習等への同行支援を行い、効果的に一般就労支援につなげる。また、販路拡大等を行うことで事業所運営の安定化も図る。
- ・事業所は、健常者(母子家庭等の社会的弱者)の作業能力を活かし、事業所全体の生産性を向上させる。

○体制

- ・共働推進員：就労継続支援A型事業所に配置（常勤並み勤務）＜企業OB等＞

○実施か所

- ・就労継続支援A型事業所 10か所

○目標

- ・1事業所当たり5名を一般就労支援機関につなぎ、うち3名を一般就労に移行
→50名(5名×10事業所)を一般就労支援機関につなぎ、うち30名を一般就労に移行

3. 平成25年度当初予算

- ・48,000千円

障害者「福祉から雇用」応援事業【就労継続支援B型事業所等】

1. 目的

- ・就労継続支援B型事業所等において、一般就労支援機関(京都ジョブパーク、障害者就業・生活支援センター等)まで出てこない障害者を個別伴走支援し、一般就労支援機関の一般就労支援につなげる。

※ 就労継続支援事業所では、職員・ノウハウの不足により一般就労移行の取組が困難

2. 事業内容

○実施主体

- ・京都府

○内容

- ・「障害者働き支援隊」(「就労移行支援員」、「スーパーバイザー」)を設置し、一般就労移行に必要な支援を実施
- ・「障害者働き支援隊」が就労継続支援事業所を訪問し、「アセスメントシート」(作業スキル、理解力、集中力、忍耐力、判断力、意欲、コミュニケーション、言葉づかい、身だしなみ等の評価)により障害者一人一人の課題を把握。就労継続支援事業所の作業・指導内容を改善するとともに、個別伴走支援を実施することにより、効果的に一般就労支援につなげる。

①「就労移行支援員」

- ・週1～2回、就労継続支援事業所を訪問し、事業所の作業・指導内容を確認・改善
- ・一般就労支援機関や企業実習等に同行支援
- ・障害者就業・生活支援センターの就労支援アドバイザーと連携(ケース会議の開催)

②「スーパーバイザー」

- ・月4回程度のチーム会議等において、就労移行支援員への助言・指導
- ・必要に応じて、就労継続支援事業所に同行

○体制

- ・「障害者働き支援隊」を設置

- ① 就労移行支援員:4名(常勤並みの嘱託)〈特例子会社OB、特別支援学校OB等〉
- ② スーパーバイザー:2名(業務請負)

○実施か所

- ・就労継続支援B型事業所等 20か所
(就労移行支援員1名が5事業所を担当)

○目標

- ・1事業所当たり3名を一般就労支援機関につなぎ、うち1名を一般就労に移行
→60名(3名×20事業所)を一般就労支援機関につなぎ、うち20名を一般就労に移行

3. 平成25年度当初予算

- ・20,000千円